

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 意見</p> <p>(1) 遺留金の取扱いについて</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第9条第1項に「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」と規定されており、その者の遺留金品がある場合は、警察や医療機関等（以下「警察等」という。）から各区が引継ぎを受けている。</p> <p>その遺留金品の取扱いを定めた遺留金品取扱要領（保健福祉局長決定）では、遺留金について、「4 遺留金品の保管」の「(1) 金銭」の項目で「受領後速やかに遺留金受付簿（様式3-1）および遺留金品管理台帳（様式3-2）に記録の上、歳入歳出外現金（領置金）として会計室に入金する。それまでの間については、備え付けの金庫にて一時的に保管する。」とされている。</p> <p>また、墓地埋葬法第9条第2項により準用される行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により、その者の葬祭費や死体検案料等に遺留金を充当することとされている。なお、生活保護法第18条に基づく葬祭扶助として対応する場合も、同法第76条の規定により同様の取扱いとなる。</p> <p>各区の実査において、遺留金の取扱いに関して、次のような事例が確認された。</p> <p>ウ 残余遺留金の引渡し額の誤り</p> <p>残余遺留金の引渡しを求める権利を有することを証明した者から申出があったときは、速やかに残余遺留金を引き渡さなければならないが、遺留金から死体検案料を充当しているにもかかわらず、その額を控除しないまま、残余遺留金として引渡しを行った事例があった。</p>	<p>ウ 残余遺留金の引渡し額の誤り</p> <p>今回の事例については、台帳の様式が原因ではなく、台帳への記載漏れが原因で発生したものであったため、遺留金の取扱いについて、遺留金取扱要領や神戸市遺留金取扱マニュアル等に従って適切に取り扱うよう、令和5年12月21日開催の生活支援課長会議で改めて周知した。</p> <p>また、令和7年3月の行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の改正にあわせて神戸市遺留金取扱マニュアル等の改訂を行い、様式の記載例を追加するなど記載漏れの対策を実施することとした。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度財務定期監査（監査対象：福祉局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ウについて、遺留金品取扱要領に定められた遺留金受付簿や遺留金品管理台帳で管理することとされているが、同様の誤りが生じないようにこれらの台帳の様式の見直しなどを検討されたい。</p> <p>以上の点を踏まえ、遺留金の取扱いについて、葬儀業者及び警察等の関係者と調整を行うとともに、職員の事務負担軽減にも配慮のうえ、適切な事務処理を構築し、各区に周知することを検討されたい。（くらし支援課）</p>		

令和5年度財務定期監査（監査対象：健康局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>エ 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの</p> <p>次年度以降にわたる契約の継続を前年度に約束する自動更新条項を設定した契約を締結している事例があった。</p> <p>(イ) 令和3年9月21日に締結されたガス需給契約書の有効期間は、令和3年10月定例検針日の翌日から令和4年10月の定例検針日までとされたが、「この契約の有効期間満了の2か月前までに、甲乙双方においてこの契約の終結または変更の申入れのない場合は、この契約の満了の翌日から更に1か年有効とし、その後の期間についても同様とする。」といった自動更新条項が付されていた。また、年度をまたいだ契約であった。</p> <p style="text-align: center;">(健康科学研究所)</p> <p>自治法第232条の3により支出負担行為について、自治法第214条により債務負担行為について、自治法第234条の3により長期継続契約について、それぞれ定めている。</p> <p>また、行財政局長より局室区長宛に、「適正な契約事務の徹底について（通知）」（平成20年10月14日行行コ第616号）が発せられており、この通知では会計年度独立の原則のもと、債務負担行為の手続を経していない場合や長期継続契約の要件に該当していない場合には、年度を超える契約はできないものとされている。</p> <p>なお、「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い（令和4年3月29日行財政局契約監理課長決裁）において、本市が仕様書等を定めることができず、契約相手方の約款等を適用して契約をせざるを得ない場合に、その約款等に自動更新条項が含まれている場合は、「当該約款等に解除留保条項と同等の内容が含まれていることを確認すること。このとき、契約書等に本契約が長期継続契約である旨の表示ができない場合で</p>	<p>【令和6年10月から令和7年3月】</p> <p>現行の契約については、契約満了となる令和6年10月検針日に解約するため「ガス需給契約解約」申し入れを令和6年9月12日付け文書で行った。</p> <p>令和6年10月検針日以降の契約について長期継続契約による契約先選定を見積合せにより行ったが、「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条項を付することについて同意する事業者は現れなかった。</p> <p>このため、単年度契約での契約相手を見積合せで探したが、現行事業者以外は辞退したため、現在の契約先との契約種別を契約相手方の約款等を適用する「個別約款（一般料金契約）」に変更し、契約を締結した。</p> <p>【令和7年4月から令和8年3月】</p> <p>契約相手方の約款には自動更新条項が設定されていることから年度単位での契約を締結するために相手方の約款に定める現行の契約廃止通知期限日までに見積合せによる業者選定を行おうとしたが、現行事業者以外は辞退したため、令和7年度についても現行事業者との契約締結を予定している。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度財務定期監査（監査対象：健康局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>も、契約決裁において本契約が長期継続契約である旨を明示しておくこと。」と示されている。</p> <p>この度の事例について、原則として毎年、年度ごとに契約を締結するか、長期継続契約の対象となるものについては複数年度で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。</p>	<p>長期継続契約を締結する事業者が見つからないため、令和8年度以降の契約についても年度ごとに契約を締結する予定である。</p>	

令和5年度財務定期監査（監査対象：こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 不納欠損処分に係る債権放棄手続きを適正に行うべきもの</p> <p>私法上の債権（私債権）である放課後児童クラブ利用料の未収金について、神戸地方裁判所からの債務者に対する破産手続の開始と同時に破産手続を終了させる破産廃止の決定通知により不納欠損処理を行っているが、債権放棄等の手続きが行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（こども青少年課）</p> <p>不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取り扱いであり、法律上の存在と会計上の存在は一致させることが原則である。</p> <p>よって、債権管理対象から外す場合には、私債権は債権放棄等の手続により、法律上の債権を消滅させたいうで、不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>このため、破産法その他の法令規定により、免責決定を受けたときも、債権管理条例第16条第1項第2号に基づく債権放棄を行う必要があり、また、相手方（保証人を含む）への通知（必要な場合は公示送達）を前提に、市会への報告（神戸市債権の管理に関する条例第17条）を要する。</p> <p>これらの適正な手続により、法律上の債権を消滅させたいうで、不納欠損処分を行うべきである。</p>	<p>破産法その他の法令規定により、免責決定を受けた債権に関する債権放棄について、本来、消滅時効に係る時効期間が満了した債権と合わせて行うべきところ、必要な手続きを行っていなかった。</p> <p>指摘以後、破産法その他の法令規定により免責決定を受けた債権に対して、令和6年3月に債権放棄を行った。</p> <p>また、今後、同様のミスが発生しないよう、収税企画課から通知されているマニュアルの再確認と、所属内周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度 財務定期監査（監査対象：福祉局（介護保険課、国保年金医療課））

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 契約に関する事務</p> <p>イ 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市国民健康保険・後期高齢者医療コールセンターの執務室の賃貸借契約について、債務負担行為によらず、契約期間は令和4年8月1日から令和6年7月31日までとし、「期間満了の6か月前までに甲又は乙から相手方に対する書面による別段の意思表示がないときは、本契約はさらに契約明細表記載の期間（2年）更新されるものとする。」という自動更新条項が付されていた（国保年金医療課）</p> <p>本契約は、令和5年度以降、歳入歳出予算の削除又は減額があった場合、解約の6か月前までに相手方に対し、書面によりその旨を予告の上、本契約を解約することができること、ただし6か月以内に解約を行いたい場合には、神戸市は解約日までの賃料及び共益費のほか諸費用と予告期間に不足する期間相当の賃料及び共益費相当額を相手方に支払った上、本契約を解約することができることとされている。また、令和6年7月31日までに、本契約を解約するときは、解約違約金として、別途、金433,280円（消費税等別途）を払わなければならないとしている。</p> <p>不動産を借りる長期継続契約は、地方自治法（以下「自治法」という。）第234条の3で、「普通地方公共団体は、翌年度以降にわたり、契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」としている。</p> <p>債務負担行為による契約は翌年度以降の歳出予算を拘束する一方、長期継続契約は、議会の議決を要する債務負担行為の例外とされ、給付が各年度の予算の範囲内に限られている。「神戸市長期継続契約を締結することができる</p>	<p>賃貸借契約先と調整した結果、令和7年度より債務負担行為を設定したうえで複数年契約を行うこととした。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度 財務定期監査（監査対象：福祉局（介護保険課、国保年金医療課））

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>契約に関する条例」の事務取扱い（令和4年3月29日行財政局契約監理課長決裁）では、「予算の減額・削除により契約の変更・解除を行った際に、違約金、損害賠償金を支払う必要がある場合は、長期継続契約ではなく債務負担行為によること。」と示されている。また、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできないとされている。</p> <p>①毎年、年度ごとに契約を締結するか、②債務負担行為（自治法第214条）を設定したうえで複数年で契約するか、③解約違約金条項を削除できるのであれば、長期継続契約（自治法第234条の3）の対象となるため、「翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。</p>		

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア 用務日以前に施行決議または支出負担行為をするべきもの</p> <p>用務日以前に施行決議（予算の使用決定）や支出負担行為がされていない、以下のような事例があった。</p> <p>(ア) 商標登録業務の契約に際し、決裁を終えてから契約するべきところ、契約日より後に決裁していた。（経営企画課）</p> <p>(イ) ワークショップ開催に係る必要経費の支出に際し、開催が決まった時点で施行決議または支出負担行為をするべきところ、参加人数が確定してから起案していた。（経営企画課）</p> <p>(ウ) 審査会等の委員報酬について、会議開催が決まった時点で予定額を示して施行決議または支出負担行為をするべきところ、会議の終了後に起案していた。</p> <p>（経営企画課、営業課、配水課）</p> <p>(エ) 水道局が市長室広報戦略部に依頼をしていた市政広報ポスターの封入代金・配送代金について、同部に依頼する前に施行決議または支出負担行為をするべきところ、同部からの振替依頼を受けてから起案していた。（配水課）</p> <p>(オ) ケーブルテレビ受信料前期4～9月分について、年度当初に施行決議または支出負担行為をするべきところ、請求を受けてから起案していた。（北部水道管理事務所）</p> <p>地方自治法（以下「自治法」という。）第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めている。また、一般会計では、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕において、「支出事務は、施行決議（予算の使用決定）に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明して</p>	<p>施行決議から支払いまでの流れは、管理職研修（令和5年5月）及び担当者研修（令和5年8月～9月）を実施するとともに、研修資料を局内イントラネットに掲載し、周知徹底を図った。</p> <p>なお、上記の研修は主に新たに水道局に異動した職員に対し、令和6年度も（令和6年5月）実施している。</p> <p>また、令和7年4月からの新財務会計システムの稼働に合わせて、施行決議や支出負担行為の事務処理手順等を記載した「財務会計の手引き」を作成した。</p> <p>（経営企画課）</p>	<p>措置済</p>

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いる。水道局においては、神戸市水道局会計規程（以下「会計規程」という。）等により財務事務を行っているが、施行決議（予算の使用決定）や支出負担行為についての事務処理手順が示されていない。</p> <p>会計規程またはマニュアルに事務処理手順を定め、用務日以前に施行決議（予算の使用決定）または支出負担行為をするべきである。</p>		
<p>イ 定例的経費の支出を適正に行うべきもの</p> <p>定例的経費の支出に際し、以下のような事例があった。</p> <p>(ア) 水道料金等の収納業務、インターネット口座振替契約受付サービス、事務所清掃等業務、複写サービス、寝具類高熱乾燥消毒・リネンクリーニング交換業務、事業系一般廃棄物収集運搬業務、自動扉開閉装置保守点検業務などに係る定例的経費の支出に際し、年度当初または期間当初に施行決議を行っていなかった。</p> <p>（経営企画課、営業課、配水課、千苅浄水事務所、水質試験所、東部水道管理事務所、北部水道管理事務所、西部水道管理事務所）</p> <p>(イ) 下水道使用料、事業系一般廃棄物収集運搬業務、寝具類乾燥消毒・リネンクリーニング交換業務、局内連絡等業務の請負業務などの定例的経費の支出に際して、施行決議で定めていた支出予定総額を超えることが明らかになったにもかかわらず、支出予定総額の変更をしていない事例や適正な時期に支出予定総額の変更をしていない事例があった。</p> <p>（浄水統括事務所、東部水道管理事務所、北部水道管理事務所、西部水道管理事務所）</p> <p>一般会計では、定例的経費を支出する場合、定例的経費支出手続要綱（以下「定例的支出要綱」という。）第3条に、以下のとおり定めてい</p>	<p>施行決議や定例支出の基本的な考えについて、管理職研修（令和5年5月）及び担当者研修（令和5年8月～9月）を実施するとともに、研修資料を局内イントラネットに掲載し、周知徹底を図った。</p> <p>なお、上記の研修は主に新たに水道局に異動した職員に対し、令和6年度も（令和6年5月）実施している。</p> <p>また、令和7年4月に稼働した新財務会計システムは、支出負担行為金額変更の決議を得ずに、支出負担行為金額を超える支出ができない仕様となっている。</p> <p>上記の新財務会計システムの稼働に合わせ、施行決議や支出負担行為の事務処理手順等を記載した「財務会計の手引き」を作成した。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 年度当初又は期間当初に、定例的経費により当該年度中又は予定期間中(以下「期間中」という。)に使用する予算額決定の決議(以下「施行決議」という。)を決裁区分に基づき得る。その際、期間中の総額が確定しているものについては一般支出負担行為書、確定していないものについては支出予定書と見做した一般支出負担行為書(以下これらを併せて「支出負担行為書等」という。)を添付する。なお、支出負担行為書等の起案年月日が施行決議と同じである場合は、支出負担行為書等の決裁印は省略することができる。また、歳計外現金(社会保険料の本人負担分等)の場合は、支出負担行為書等が出力できないため、歳計現金(事業主負担分等)の施行決議と併せて得るものとする。</p> <p>(2) 施行決議における支出(予定)総額を超過して支出することはできない。なお、支出(予定)総額を超過することが見込まれる場合には、速やかに支出(予定)総額変更の決議を得るなどの適切な措置を講じなければならない。</p> </div> <p>水道局においても、上記要綱と同様の財務規程またはマニュアルを整備するとともに、定例的経費の支出に先立ち、年度当初または期間当初に施行決議を行い、また、支出予定総額を超えることが見込まれる場合は、支出予定総額変更の決議を得たうえで支出するべきである。</p>		
<p>オ 取消しの会計伝票を作成すべきもの</p> <p>水道メーター検針・未納整理等業務の公募に係る評価委員会(令和3年4月22日開催)の外部評価委員2名分の交通費2,820円を前渡金支出する決裁を4月7日に起案、同日に決裁、4月12日に施行した。しかし、前渡金支出する前に対面開催からWEB開催へ変更となり、交通費を支出する必要がなくなった。そのため、財務会計システム上の支出取消を行い、一旦出</p>	<p>支出決議の取消決裁の必要性、事務処理の流れについて、管理職研修(令和5年5月)及び担当者研修(令和5年8月～9月)で説明し、再発防止に努めた。</p> <p>なお、上記の研修は主に新たに水道局に異動した職員に対し、令和6年度も(令和6年5月)実施している。</p>	<p>措置済</p>

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況																
<p>納審査を受けた支払伝票には取消しの印が押されていたが、取消しの伝票は作成されておらず、支出決議を取り消す決裁を得ていなかった。（営業課）</p> <p>会計規程第16条では、「過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。」と定めている。</p> <p>会計伝票等の取消しに際しては、支出決議を取り消す決議を行い、取消しの会計伝票を作成するべきである。</p>	<p>また、令和7年4月からの新財務会計システムの稼働に合わせて取消の事務処理手順等を記載した「財務会計の手引き」を作成した。（経営企画課）</p>																	
<p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>イ 過失修繕に係る債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定めており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。</p> <p>水道局が管理する債権について、財務会計システムにより出力された未収金等一覧表を確認したところ、民間での工事（解体工事等）中に、工事業者が水道管を破損させたことに伴い、その工事業者に対して修繕実費相当分や出動手当等を請求したもの（過失修繕）に対し、納期限を過ぎても納付がなく未収のままとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="167 1697 774 2038"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>調定内容</th> <th>件数</th> <th>未収金額計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>過失修繕に係るもの</td> <td>12件</td> <td>175,584円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>過失修繕に係るもの</td> <td>5件</td> <td>115,592円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>過失修繕に係るもの</td> <td>1件</td> <td>15,232円</td> </tr> </tbody> </table>	調定年度	調定内容	件数	未収金額計	令和3年度	過失修繕に係るもの	12件	175,584円	令和2年度	過失修繕に係るもの	5件	115,592円	平成30年度	過失修繕に係るもの	1件	15,232円	<p>適正な債権管理について、管理職研修(令和5年5月)及び担当者研修(令和5年8月～9月)で説明し、周知を図った。</p> <p>なお、上記の研修は主に新たに水道局に異動した職員に対し、令和6年度も(令和6年5月)実施している。</p> <p>また、令和7年4月からの新財務会計システムの稼働に合わせて債権管理の事務処理手順等を記載した「財務会計の手引き」を作成した。（経営企画課）</p>	措置済
調定年度	調定内容	件数	未収金額計															
令和3年度	過失修繕に係るもの	12件	175,584円															
令和2年度	過失修繕に係るもの	5件	115,592円															
平成30年度	過失修繕に係るもの	1件	15,232円															

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>これらの債権について、実査日当日状況を確認したところ、相手方に督促状の送付等を行っているものの、債権管理台帳を作成しておらず、債権管理に係る記録をしていない事例があった。また、平成30年度に調定した未収金がある1件について、精算書等の根拠となる文書を保存期間の延長をせず廃棄していた。</p> <p style="text-align: center;">（西部水道管理事務所）</p> <p>これらの債権は民法第709条に基づき請求している私債権であり、その他の債権も含め、時効完成日までに納付がない場合は、債権放棄の手続き後、不納欠損処理を行うこととなる。</p> <p>債権管理の適正化に向けて一定は取り組んでいるものの、債権放棄をするうえでは、相手方の資産状況等調査を尽くし、債権管理台帳を作成し督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をするなど債権管理を徹底するべきである。</p> <p>また、神戸市水道局公文書管理規程第32条第2項では、「保存期間が満了した公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、所管課長は、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。」と定めている。</p> <p>未収金がある相手方に対しては、根拠となる資料は適正に保存するべきである。</p>		
<p>(4) その他の事務</p> <p>ア 会計伝票等の作成及び審査を適正に行うべきもの</p> <p>管理している公用車の法定点検費用を二重に支払ったため、誤って支出した47,564円について支払先から返金を受けていた。原因となった2件の支払伝票等を確認したところ、令和4年3月2日付けの請求書と、日付を誤って発行された令和3年3月2日付けの請求書に対し、同内容の支出決議がそれぞれ令和4年3月2日付けでされており、いずれの支出決議にも令和4年3月18日付け出納の印が押され支出されていた。</p> <p style="text-align: center;">（経営企画課、東部水道管理事務所）</p>	<p>新財務会計システムでは、前述のとおり支出負担行為金額を超える支出ができない仕様となっている。また、支出決議作成時に支出命令発行累計額を画面上から確認できるので、支出担当課が定例的経費を支出する際に、2重払いとにならないかチェックすることができる。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>	<p>措置済</p>

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>会計規程第15条第1項では、会計伝票等の作成について、また、会計規程第21条では、会計伝票等の審査について、以下のように定めている。</p> <p>第15条 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。</p> <p>(1) 会計伝票等の内容が事実と相違するとき。 (2) 会計伝票等の内容に過誤があるとき。 (3) 会計伝票等の内容が法令に違反するとき。 (4) 会計伝票等の内容が不明瞭であるとき。 (5) 会計伝票等の作成根拠が不明確であるとき。</p>		
<p>支出担当課においては、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票等を作成すべきである。また、審査担当課においては、根拠となる添付書類との整合性を確認し、適正に審査をするべきである。</p> <p>特に、1件の事案に対し、2件の施行決議及び支出決議が回議されていることを支出担当課も審査担当課も発見できなかった原因を究明し、出納審査機能を強化することなど、組織としてのチェック機能が有効に働く仕組みづくりと再発防止策についても検討されたい。</p>		
<p>(5) 財務事務における内部統制体制を再構築し、事務処理の適正化を図るべきもの</p> <p>今回の財務定期監査で指摘事項として挙げた事例のうち、複数の課に対し同様の改善を要する事務処理が散見された。財務事務や庶務事</p>	<p>財務定期監査で複数課にわたって指摘を受けた事項について、局内各課に通知を発出し、事務の見直しに取り</p>	<p>措置済</p>

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>務に関する基礎的な知識を持たない職員もいる。</p> <p>この一因として、水道局は公営企業会計が適用されることから、一般会計とは異なる財務会計システムを導入しているものの、一般会計における財務会計事務の手引きのような一連の事務処理マニュアルが存在しないことが挙げられる。水道局の財務会計システムにはヘルプ機能があるものの、このヘルプ機能はシステムの操作手順しか掲載していないため、職員は前任者による決裁等を踏襲するしかないと思われる。</p> <p>さらに、一般会計の財務会計システムでは、定例的経費の支出経過について支出命令書に命令発行累計額が表示されるが、水道局の財務会計システムでは、支払伝票に同様の命令発行累計額を表示することはできず、支出経過の確認について支出担当課で事業ごとに支出経過書等により手書きで行われていた。このため、書き損じや修正テープによる修正などがあって非効率である。</p> <p>また、一般会計とは異なる規程またはマニュアルを定める必要があるもの、一般会計の規程またはマニュアルを準用しているもの等、それぞれの事務処理に、どの基準があてはまるのか明確でないものもあった。（経営企画課）</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、これまで十分にルールを理解しないまま事務を行ってきた職員を含め、水道局職員全員が同じ基準で事務処理ができるよう早急にマニュアル等を整備するとともに、既存のマニュアル等についても実態に合わせて改訂するべきである。</p> <p>また、正しい事務処理が定着するには、担当者のみならず、管理職に対しても、繰り返し研修を実施する必要がある、継続して事務処理の適正化を図るべきである。</p> <p>これまで幸いに大きな事故が発生しなかったが、財務事務における内部統制体制の再構築</p>	<p>組みを進めている。</p> <p>令和4年度には、管理職や担当者が支出事務や契約事務等をチェックする際に確認ができるチェックリストを作成し、イントラにアップするとともに、各課に周知を図った。</p> <p>令和5年度には、予算執行管理や支出負担行為の必要性など、管理職研修（令和5年5月）及び担当者研修（令和5年8月～9月）を実施し、局内の理解を深める取り組みを進めた。</p> <p>上記の研修は主に新たに水道局に異動した職員に対し、令和6年度も（令和6年5月）引き続き実施し、事務処理の定着化を図った。</p> <p>また、人員配置においては、令和5年度より、契約出納担当課長を新たに設置し、会計審査等のチェック体制を強化した。</p> <p>令和7年4月に稼働された新財務会計システムでは、今回の財務定期監査で指摘された事項である支出負担行為決議のシステム化、一連の財務会計事務の流れがわかるヘルプ機能の追加、支出命令発行累計額表示機能の追加に対応した。</p> <p>また、上記の新財務会計システムの稼働に合わせて、財務会計事務の一連の処理手順等を記載した「財務会計の手引き」を作成した。</p> <p>これらの取り組み等により財務事務の内部統制機能の再構築を進めており、今後も引き続き同様の取り組みを進めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>	

令和4年度財務定期監査（監査対象：水道局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>が必要であると考えられる。組織改正や人事異動により、財務事務や庶務事務に習熟した職員の各所属からの転出、または公営企業会計の知識がない職員の転入等を想定し、業務の有効性及び効率性、並びに財務報告の信頼性確保等を目指して、財務事務における内部統制体制（統制活動・ICTへの対応）を再構築する視点で取り組まれない。</p>		